

令和6年度・令和7年度
鵜沼市民センター トライアル・サウンディング
実施要項

藤沢市

2025年(令和7年) 2月

1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングは、本市がもっと有効に活用していきたい公共の空間について、民間の事業者(市民団体や個人等を含む)に、一定の期間、実際に暫定使用してもらいながら、将来の活用に向けたサウンディング(民間と市の対話・コミュニケーション)を同時に実施していく仕組みです。私たちは、このような「場」や「空間」の実験的活用を通して、多様な人を巻き込みながら「人」と「人と人との関係」づくりを発展させていきたいと考えています。

2 鶴沼市民センターで実施する目的

鶴沼市民センター(以下、センターという。)は、鶴沼海岸まで徒歩10分、小田急線鶴沼海岸駅まで徒歩5分の立地で、活気のある鶴沼海岸商店街とも隣接する地域住民からの愛着が深い施設です。しかし、本館の建設から40年以上が経過し、設備の老朽化や狭あい等の課題が表出していることに加え、地域として、津波に対する防災機能の強化が求められていることなどから、現在、建替え工事を行うための検討を進めています。

新しいセンターは、地域住民にとって便利で使いやすく、今まで以上に愛される施設でありながら、これまであまりセンターを利用していなかった人々も気軽に立ち寄ることができて、新たなコミュニティの創出につながるような空間を備えた建物を目指します。今後、具体的な設計業務を始めるにあたって、施設や空間の有効的な活用方法の検証をするため、トライアル・サウンディングを実施するものです。

3 参画者に期待すること

これまでの一般的なサークル活動とは異なる取組であることを前提条件として、あまりセンターを利用していなかった人々が気軽にセンターに立ち寄ることができるような新しい提案を求めます。また、本市のトライアル・サウンディングに参画していることや使用した場所の魅力などを SNS を使って広く発信し、この取組を盛り上げてもらうことを期待しています。

4 対象スペース

次のスペースを対象とします。(別図1参照)

- **鶴沼市民センター内貸室**
学習室1・2、文化活動室、和室1・2、ホール、創作実習室、第1～第4談話室
- **屋外空地**

貸室については、藤沢市公共施設予約システムから空き状況を確認のうえ、希望する日程及び貸室名を鵜沼市民センター地域づくり担当(0466-33-2001)まで連絡してください。一般利用をむやみに妨げることのないよう、各月の予約抽選前の期間については、申請を受け付けません。

なお、藤沢市公共施設予約システムは、システム更新の時期であることから、2025年3月末までの予約状況については旧システム、4月以降の予約状況については新システムを、それぞれ確認してください。

ア 2025年3月31日までの予約状況

『藤沢市公共施設予約システム(旧システム)

(<https://yoyaku.city.fujisawa.kanagawa.jp/>)』

- 『公民館・労働会館施設予約』を選択する
- 『1.空き照会・予約の申込』を選択する
- 『鵜沼公民館』を選択し『次へ』をクリックする
- 希望する日程の予約状況を確認する

イ 2025年4月1日以降の予約状況

『藤沢市公共施設予約システム(新システム)

(https://fujisawacity.service-now.com/facilities_reservation)』

- 『施設検索/空枠確認』を選択
- 『市民センター』にチェックを入れ、施設名に『鵜沼市民センター』を入力して検索する
- 『▶室場一覧』をクリックする
- 希望する貸室の『枠の確認』をクリックする
- 希望する日程の予約状況を確認する

屋外空地の活用については、特に申込期間の制限は設定しませんが、原則希望する日程の1週間前までに申請書類を提出してください。

5 申請(応募)方法

(1) スケジュール

日程	内容
2025年(令和7年) 2月21日	実施要項の公表
2025年(令和7年) 2月25日から 2025年(令和7年) 8月31日まで	暫定使用者の募集・実施

(2) 提出書類

申請者は、次の書類を提出することとします。

- ア 暫定使用計画書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ トライアル・サウンディング提案承認申請書(様式第4号)
- エ その他市が求める書類

(3) 書類の提出場所及び提出方法

鶴沼市民センター地域づくり担当に提出するか、又は、次のメールアドレス宛に提出書類のデータを添付してメールを送信してください。書類を持ち込む場合の受付時間は、センター開所日の午前9時から午後5時までです。

提出先メールアドレス:fj-kuge-k@city.fujisawa.lg.jp

(4) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前に鶴沼市民センター地域づくり担当へ連絡してください。受付時間は、センター開所日の午前9時から午後5時までです。

6 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

- ア 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。
- イ 申請者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体)とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

申請者は、別表1に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

- (ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- (イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 法令等の順守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

7 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のいずれも満たすこととします。

ア これまでのサークル活動とは異なる新しい取組であり、市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること、あるいは新しいセンターの設計を進めるうえで、参考となる取組であること

イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること

ウ 仮に本市に使用料を納付したとしてもなお成立する見込みがある事業モデルであること

(2) 対象外とする暫定使用

別表2に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします。

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は原則として1日とします。継続使用については協議した上で決定します。

(4) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

本市のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ その他使用に当たっての留意事項

別表3に示す事項に留意してください。

8 審査等

(1) 書類審査

提出書類について、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。申請者は、審査に伴い本市が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

ア 審査に合格した申請者に提案承認通知書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

(3) 使用料等

暫定使用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

9 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 提案承認通知書が交付された者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、通知書を携行し、本市職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により本市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

10 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本市が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本市に対して実績報告書(様式第3号)を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

別表1

ア	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
イ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
ウ	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
エ	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

別表2


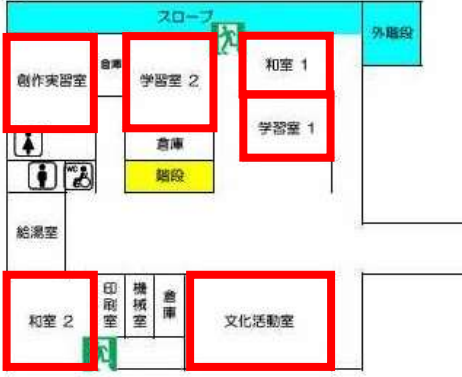
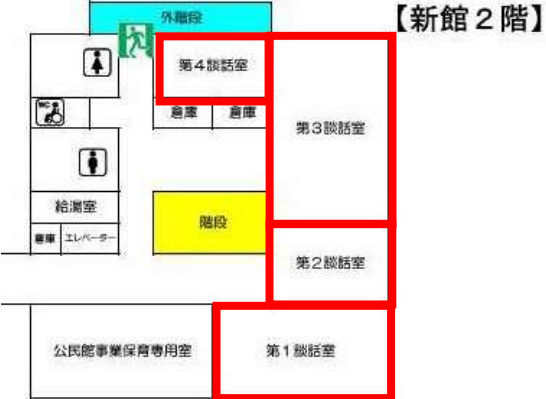
ア	公序良俗に反するもの
イ	騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
ウ	政治的又は宗教的な活動に該当するもの
エ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
オ	その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

別表3

ア	貸室については、予約抽選後に空いている日程のみ暫定使用できます。
イ	暫定使用が可能な日時は、休館日(毎月第3月曜日)を除き、午前8時から午後10時までを標準時間とします。準備・撤収もこの時間内に行っていただきます。
ウ	暫定使用の場所や日時が重なった場合はこれらの変更をお願いすることがあります。
エ	一般利用の方に対して可能な限り配慮してください。
オ	資機材等の搬入に当たって、周辺道路に車両を駐車することはおやめください。
カ	貸室内は原則火気の使用は禁止ですが、創作実習室のみ安全に配慮したうえで使用可能とします。また、屋外においてガスコンロ等の器具は使用可能とします。
キ	貸室内は原則飲食禁止ですが、事前申請のうえ公民館長(センター長)の許可を得ての飲食利用は可能とします。
ク	鶺沼市民センターの1階エントランス付近で飲食物販売を行っていることがありますが、これは地元商店街との連携協定に基づく実証実験や就労支援施設へのサポートとして特別に販売を許可しています。本取組への提案として、センター内での単純な飲食物販売を認めるものではありません。

別図1 対象スペースの紹介

敷地全景	本館 新館	
------	----------	--

<p>本館1階</p>	<p>ホール</p>	<p>【本館 1階】</p> 
<p>本館2階</p>	<p>学習室1・2 文化活動室 和室1・2 創作実習室</p>	<p>【本館 2階】</p> 
<p>新館2階</p>	<p>第1～4談話室</p>	<p>【新館 2階】</p> 

<p>学習室1</p>	<p>77 m² 定員38名</p>	
<p>学習室2</p>	<p>77 m² 定員37名</p>	
<p>文化活動室</p>	<p>95 m² 定員47名</p>	
<p>和室1</p>	<p>77 m² 定員23名</p>	

和室2	52 m ² 定員15名	
ホール	380 m ² 定員121名	
創作実習室	88 m ² 定員25名	
第1談話室	50 m ² 定員23名	

<p>第2談話室</p>	<p>35 m² 定員18名</p>	
<p>第3談話室</p>	<p>95 m² 定員48名</p>	
<p>第4談話室</p>	<p>32 m² 定員16名</p>	

藤沢市 市民自治部 鵜沼市民センター

企画政策部 企画政策課

〒251-0037 神奈川県藤沢市鵜沼海岸2-10-34

TEL 0466-33-2001

FAX 0466-33-2203

E-mail fj-kuge-k@city.fujisawa.lg.jp